

平成 25 年度第 2 回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 平成 25 年 7 月 29 日（月） 午後 3 時 10 分

2 会議の場所 岡崎市役所西庁舎 7 階 701 会議室

3 会議の議題

- (1) 諮問第 2 号 「おかざき景観賞について」
- (2) 諮問第 4 号 「景観重要建造物の指定について」
- (3) 諮問第 5 号 「景観重要建造物の指定について」

4 会議に出席した委員（11 名）

学識経験者	瀬口 哲夫	
学識経験者	小川 英明	
学識経験者	河江 喜久代	
学識経験者	杉野 丞	
学識経験者	中根 克弘	
学識経験者	丹羽 誠次郎	
NPO 法人岡崎まち育てセンター・りた	天野 裕	
社団法人愛知建築士会岡崎支部	佐藤 繁子	
岡崎商工会議所	林 みずほ	
公募市民	新海 眞二	
公募市民	林 加代子	

5 説明者

都市整備部都市計画課	課長	柴田 和幸
都市整備部都市計画課	景観推進班長	天野 昌彦
都市整備部都市計画課	景観推進班主任主査	木下 政樹
都市整備部都市計画課	景観推進班技師	鈴木 孝道

6 開会宣言及び議事録署名委員の指名

議長（瀬口会長）が開会の宣言をした後、岡崎市景観審議会運営規程第 11 条第 1 項の規定により、杉野委員及び林みずほ委員を議事録署名委員に指名した。

7 会議の公開の可否に関する確認

本日の会議について、事務局（天野景観推進班長）から、岡崎市景観審議会運営規程及び岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、諮問第 2 号の議題については全部公開とし、諮問第 4 号及び第 5 号については非公開とすべき旨提案したところ、全会一致で承認された。

8 諮問第2号「おかざき景観賞について」(説明)

議長が諮問第2号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(柴田都市計画課長)から説明した。

- (1) おかざき景観賞の概要について
- (2) 第1回おかざき景観賞スケジュール

9 諮問第2号「おかざき景観賞について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

新海委員：

対象外に公共施設が含まれているが、公共施設というのは幅が広い。一般的には道路や公園も公共施設といえるがそれらも含むのか。

事務局：(鈴木景観推進班技師)

はい。

新海委員：

例えば岡崎城は公共施設ではない。

事務局：(景観推進班技師)

岡崎城については市の所有のため対象外となる。

新海委員：

岡崎城も公共施設なのか。通常公共施設というのは、法律では道路や公園や橋などを指す場合が多い。それ以外にも例えば市の施設、庁舎や岡崎公園、岡崎城、家康館というのは一般的には公共施設とはいわないと思うが、これらも含めて公共施設ということか。

事務局：(景観推進班技師)

市が所有しているものについては対象外と考えている。

小川委員：

各部門の概要について。創出景観部門の説明には景観という言葉が書いてあるが、保全景観部門の概要は、このまま読むと建造物を長期にわたり保全しているだけでいいと読めてしまうので、景観について記述が欲しい。

また、応募方法に自薦他薦は問わないとあるが、他薦の所に、「建造物等の所有者又は活動団体の代表者の同意が必要」とある。市民の方々が所有者に同意を得てから推薦するという行為は難しいと前回述べたが、この辺を確認したいと思う。

写真を4枚もしくは位置の分かる図面を添付しなければいけないというのは、市民にとって少しハードルが高いんじゃないかと思う。もう少し応募しやすい仕組みとしてほしい。現地へ行き写真を必ず撮ってこない応募資格がないように読めてしまうので、もう少し優し

くできないか。

また、対象外となるものについて、コンプライアンスの問題の所で確認申請でチェックをすると伺ったが、確認申請以後、工事の段階でかなりの設計変更される場合もあると聞いているので、確認申請のみならず、もう少し何か工夫があるといいと思う。

それから、対象外の公共事業（学校教育に係るものを除く）として、例えば公園については市のものであるので除外するという事だが、景観街づくり活動で他市等において一般的に表彰されているような、地域の住民の方々が清掃活動や花いっぱい運動をするようなものが除外されてしまうのではないかと、それも非常に重要な活動ではないかと思うので、こちらについてコメントしてほしい。

また、選定の手順の部分で、市民意見を反映し参考にするとコメントがあったので、投票ではないという理解をさせて頂いた。市民の意見を審議会は参考にさせていただくが、審議会の決定を市民にどうやってフィードバックするのか教えてほしい。

件数について、創出景観部門・保全景観部門合わせて3件ということで、3件にとどめるのか、3件以内ということなのか、或いは本当に良いものならば3件を超えられるのか超えられないのか。特にまちづくり活動部門は3件だが、必ず3件選ぶとレベルの問題が出てくる。それ以上に市民活動については、例えば5年やると15団体、その後だんだん応募が少なり、先細りするような懸念もある。もう少し稼働を変化するような件数でもいいのではないかと思う。

最後に、市広報誌、ホームページ、地域交流センター等での掲示発表を啓発の一環として行うとあるが、市民の意見に対して掲示発表をする、つまり入賞したのや表彰されるものについて、自治体と審議会として市民にフィードバックする為に、この表彰作品をこういう意味で私達は評価したという、何かコメントをして表彰する機会が多いと思う。もし、そうした考えがあるようならば聞きたい。

市民意見の受付期間が10月中旬から10月下旬と10日程度しかない、もう少し長く期間をとれないか。

瀬口会長：

わかりにくい文章については訂正していただく。件数等は基本的には原則と私は受け取っているので、実施に伴う事については次回審議するとして、審査の時でも間に合う事については、今日は参考意見に留めておきたいと思う。

また、活動部門の公共事業を対象外とするという主旨は、推測するに、公共事業としての活動を指している。そのため、公園で民間がやっている活動は対象になると考えるのだが、どうか。

事務局：（景観推進班技師）

対象になる。

瀬口会長：

原則この表彰の主旨は、行政がやってることを自分で表彰するのではなく、市民が色々とやってるものについてできるだけ表彰しようというものなので、それがわかるような表現にできるだけ、今の意見を参考にさせて頂いてほしい。

事務局：(都市計画課長)

件数等については、当面はこうした形で進め、ものすごく応募が多かったり少なかったりしたら、当然次回には見直し等を行っていきたいと思っている。

啓発の為にという点において、他の自治体では委員のみなさんの評価のコメントを付して表彰するケースが多いが、岡崎市ではどうなのかというご質問については、議論選定の中でそれぞれ建物の評価された部分をまとめて、表彰の際にオープンにしていくという事を考えている。

コンプライアンスの関係については、建築確認だけとって完了してない物もないわけではなく、どこまでいってもきりが無い。我々事務局としては、建築確認の完了は確認、担保をとっていきたいと思っている。確認だけとって完了もしないような建物を表彰するわけにはいかないのだから、一連の流れについては、収束したものを表彰する。それ以外に故意にわからないような形で改修をされ、それが違反だった場合については、残念ながら把握が難しい。あまり酷いものは分かるが、小さな部分については表彰の既定から外し、あくまでも建築確認をとって完了した、というものを対象にしたいと考えている。

瀬口会長：

完全というのは難しく、事務局の負担が大きくなる。それをすりぬけて表彰を受けた場合をどうするか、を考えたほうがいいのかもわからない。世間に出ている事例としては、ほとんどなかったとは思いますが、万一のことを考えると取り消し等も含め、将来考えておいた方が良くと思う。

事務局：(都市計画課長)

今後、考えていきたいと思う。あまりそればかり考え、重箱の隅をつついたり足のひっぱりあいのようなことになってしまうと、なんの為の表彰制度かわからなくなってしまふ。やはり褒めて育てるではないが、啓発の場として育てていきたいと思う。最悪の場合についてはこの場においてお諮りさせていただきたいと思う。

瀬口会長：

市民が応募する際に負担を感じるという事に関しては、今日少し議論をしたほうが良い。表彰の事はまだ次回でも時間があるので。この制度が外に出た時に、市民に過重な負担をかけるような要求ととられない様に、建築年が分からなくても、だいたいいいとかそういう工夫をしてほしいと、そういう点を指摘していただいたと思う。応募方法は写真だけでいいのか。

事務局：(都市計画課長)

あくまでも個人情報に抵触しないような形で考えている。図面等でなくて写真四枚という話は、今事務局の中では最も推薦するのに簡単な条件なのではと考えている。たくさんのお応募があった場合に事務局がその場に行って資料を作成することは難しい。いくつの申請があるか分からない現状では、決して過大に応募者に負担をかけるとは思っていないが、四面、四面撮ることが難しい建物については、その建物のファザードと周辺とのつながりが分かる

ような写真というような形で、何枚なければならないではなく、その雰囲気と建物が認知ができるというような表現にさせていただいて、しかしやはり写真については応募者から推薦資料としていただきたいというように考えている。

小川委員：

景観賞のリーフレットの応募方法について、「他薦の場合、建造物等の所有者又は活動団体の代表者の同意が必要となります」とあるが、この文はやはり残るのか。

事務局：(景観推進班技師)

リーフレットの募集要領に他薦の場合の同意の必要の文面が書いてあるが、これに関しては消して頂いて問題ない。応募方法の中に、一行目に「自薦、他薦は問いません。(他薦の場合、建造物等の所有者又は活動団体の代表者の同意が必要となります。)」と書かれているが、他薦の場合は事務局の方で所有者等に確認をしたいと思う。

瀬口会長：

これは賞に入ったら確認するのか、入る前に確認するのか。

事務局：(景観推進班技師)

当初は一次審査が終わった段階で所有者に確認をとる事も考えたが、市民意見を一次審査前にやる形になるので、そうなった場合、所有者が把握してない所で勝手に貼り出されているというのは、やはりよろしくないという事で、当初応募がきた段階で、事務局が所有者に同意の確認をするという形になった。

瀬口会長：

どのような形での同意になりそうか。

事務局：(景観推進班技師)

最初の同意については、市民意見という形で表彰の対象物件として、交流センター等で貼り出されるが、よろしいでしょうか、というような形になる。

瀬口会長：

わかりました。

杉野委員：

同意の時に、例えば文化財指定では保全の為の義務化という事が課せられる。景観賞において、表彰の時点ではいいとして、所有者の方がそれをもってなんらかの制約を受けるか質問をされた場合には、どのように答えるのか。

事務局：(景観推進班技師)

表彰の段階ではあくまで保全の担保、今後も保全しなければいけないというような制約はない。しかし当然ながら表彰していった場合には今後景観資産などになる可能性もあるので、

もちろん保全の意識があるのであれば、それに越したことはないと思う。

杉野委員：

強制力はないけれども意を汲んでほしいという事で、依頼・お願いという事で良いか。

事務局：(景観推進班技師)

はい。

瀬口会長：

今の話でもそうだが、基本的には公表されることに対する同意。つまり、自分の建物が知らないうちに岡崎市景観賞になってあちこちに出てくるという事に対して、知らなかったとなると問題なので、その旨を伝えておくという事。だから、選ばれたら保全をずっとしなければならぬという事はない。

林加代子委員：

選考の視点について、景観まちづくり活動部門のところで、「継続的に行われているもの」と書いてあるが、どのくらいの期間を指すのか。また、多様な主体の協力によって行われているもの、と書いてあるが、ここの意味がよくわからない。もうひとつ、工夫を凝らし先進的な内容であるものとあるが、少し難しいと思う。応募しようかな、推薦したいな、と思った時に、ハードルが高く感じる。継続的、多様な主体というところについて具体的に言ってもらいたい。

事務局：(景観推進班技師)

継続的という部分については、具体的に何年以上とは定めていない。相対的な評価の中で、継続的に、年数が多い方が評価が高くなる。

多様な主体の協力によって行われているもの、という部分については、少ない人数よりは多い人数の方が、様々な人たちが協力し合って活動しているものとみなせるため、評価が高くなる。

工夫をこらし先進的な内容であるもの、という部分は、具体的に言うことが難しいが、応募のあった中で今後モデルとなるような、どんどん広がった方が良いと思われるような活動について評価していくことを考えている。

瀬口会長：

あまり定義をするとますます敷居が高くなるので、応募をする方が「継続的にやっている」と思えば応募できる程度の話で、審査の段階では集まったものについて、相対的又は絶対的に評価をしていく、というように考えるのはどうか。問い合わせがあったら、あなたがそう思われたら応募してくださいとお伝えする。

林加代子委員：

「多様な主体」というのは、今の話だと「多数」という事なのか。多様な主体というと難しい。

事務局：(都市計画課長)

多様という表現について。岡崎の場合、町内会でまとめると総代や組長会というような基本的な組み立てがある。それだけではなく、手作りの協議会をつくられるだとか、もつという総代会とは別に商店街とか発展会といった様々な主体がある。それらが一つ一つではなく、一緒になって活動をしてくれれば良い。例えば小さいところでも、子供会とPTAと総代会がやってくれるだけでも多様な主体。そんなようなイメージを持って、一つの主体でなければいけないではなく、みんな仲良く景観の為に、それぞれがやれるべきところをやっていただく、というようなイメージをしている。

瀬口会長：

言葉が難しい場合、「いろんな人が参加」というように言い換えてはどうか。

林加代子委員：

そういうように言い換えてほしい。

事務局：(都市計画課長)

はい。「多様な主体」を言い換え、「色々な人の参加、協力によって」等にしていきたい。意図するところはそういう事なので、もう少しわかりやすい表現をしたい。

瀬口会長：

平易な言葉に全体を見直してほしい。

丹羽委員：

選考の視点はあくまで、こちらがこういった項目で許可していきますという事なのだが、応募要領の中にこのように書かれると、これをすべてクリアしなければいけないような形に捉えてしまう。選考の視点、評価の基準のようなものを明示するのはいいことだとは思いますが、それによって応募しにくさを助長することもあるのかもしれない。

事務局：(都市計画課長)

今言っていた事は我々の意図を汲んでいただいている。普通中々選考の視点をこうしたチラシに入れることは少ない。かえって参加をしていただきやすい、もしくはそのあとの選考委員の皆様の負担も減るのではないかと思ひ、分かりやすくまとめたつもりであった。ただ、今おっしゃっていただいたように、表現が固い、かえって形式主義となり敷居が高くなっている等の意見もふまへ、我々も今までご意見をいただいた中で選考の視点が良かった方が良く考えているので、その表現については、繰り返しになるが、もう少し誤解を恐れずに一般の人が見ても分かりやすい表現に見直したいと考えている。その字句の訂正等については、また会長にもご相談して進めさせていただければと思っている。

林委員：

「岡崎市景観計画における「景観資産から進める景観まちづくり」との整合性」とあるが、

私がこれをもたらたらいったいどこを見ればいいのかと思う。これはどこに載っているのか。

瀬口会長：

あまり難しいことは考えず応募してもらった方が良いのではないかと。

事務局：(景観推進班技師)

先回の時にはこういった表彰を受けたもの、表彰を受けなくてもいいのだが、こうした物件をゆくゆく景観資産など、そうした方に流していきたいという意味の説明をしたかと思うが、その時の名残でこの表記がまだ残ってしまっていたので、これは消していただきたい。整合性というのが、各選定の視点の中にちりばめられている。

瀬口会長：

選考の段階では、審査する部分まで気にしないで選び、その後事務局で岡崎市の計画ではこういうのがある、それと対立する、としたら、議論になる。そういう趣旨にしてはどうか。まちづくりの方向と違うものを表彰するとちょっと困るかと思う。

事務局：(景観推進班技師)

そうした趣旨が、それぞれ各選定の項目の中に含まれている。

瀬口会長：

応募者は知らなくていい。

事務局：(景観推進班技師)

はい。

瀬口会長：

チラシも厳密性を要求されるとだんだん難しくなっていくてしまう。

天野委員：

今、話題にあがっているチラシについて、内容を精査して情報を細かく載せすぎてもどうかと思う。

また、表紙について、見た人の応募、推薦してみようという気持ちを喚起させるものであってほしいと思った時に、これを渡されて、はたしてパッと見てそう思えるかどうか。表がシンプルで裏が細かい。もう少しスローガンのようなものがあり、応募しようと思えるような工夫が表側にあって、裏はなるべくシンプルに、これを出してください、こういう視点で募集しています、となっており、詳しくはホームページなりお問い合わせで聞いてください、とした方が、応募してくれる行動につながるかと思う。

瀬口会長：

表、裏をもう少し簡略化して天野委員の意見を入れ、裏の景観創出、保全景観、まちづくり活動の所にサブタイトルのようなものを付けるなどの作業を少しやるといいとは思いますが、

今日決まれば9月2日に募集ということで、印刷期間はまだあるのか。

事務局：(景観推進班技師)

デザイン的な部分であれば、多少は対応可能。

瀬口会長：

2週間くらいで可能な要求に。簡略化して、目を引くような文字を入れ、場合によっては写真も入れてもいいのでは。キャッチコピーについても良いものがあれば、今だして頂ければ少しずつ良くなっていくと思う。

林加代子委員：

先ほど、小川先生が市民意見の期間が短いのではとおっしゃっていて、私もそのように思っていた。また、市民は意見をなかなか言いにくい。いいね！とボタンを押すならいいが、意見とすると何を言ったらいいか分からない、となる。でも、主旨としては、市民にもっとそういう事を見てほしい。パブリックコメントのような細かい意見を求めているのではなく、いいね！と押しもらえる事を求めているのではないかと思っていた。意見だとハードルが高く、期間は10日間、ちょっと主旨と違った話になっているのではないか。もっと簡単に市民の目に触れて、市民が評価してくれることが当初の趣旨なのでは。なので、もう少しパブリッシャーの方法等を考えて頂けたらと思う。

事務局：(都市計画課長)

SNSをそのまま使うという話もあったが、時間の関係もあり、立ち上がりについては、少し硬いがこういう形になった。期間についてはやはり、年度内に1回立ち上げ皆さんの意見をまとめたいという中で、かなりタイトなのは承知の上でのスケジュールである事も含め、今後大きく育つようにご協力ご指導頂けたらと思う。

瀬口会長：

11月上旬は難しいか。11月18日に第1回の審査の予定があり、これで10日、それでも短いと言われればそれまでだが、3週間あれば少しは良いのではないか。

事務局：(都市計画課長)

事務局の努力としては、市民の意見をどれくらいの期間でまとめるかという点がある。具体的に言うと11月18日が第3回目の景観審で、極端な話、3日でまとめるなら11月15日までは市民の意見を募集ができる。ただ本当に申し訳ないが一時期行っていなかった表彰の規程のため、どれくらいの意見がどういう形ででてくるかわからず手探りの状態。今の所安全をみて、10月下旬としており、公表するまでにはすこしでも期間を取れるように検討していきたいと思う。

瀬口会長：

1週間でも伸ばしていただけたら。

事務局：(都市計画課長)

1日でも2日でも長くなるような形でスケジュールを組んでいきたい。

林加代子委員：

意見の部分についてももう少し考えていただきたい。

事務局：(都市計画課長)

SNSという形ではまだ考えていない。数を集める意見、という事ではない形にしたいと思っており、もう少し皆さんが景観というものに自分の意見をまとめていただければという期待もある。そのため林委員がおっしゃったように、意見が出にくいかも知れないが、期待も含めてこうした形で1度やらせていただきたいと思っている。

瀬口会長：

今年はまだ追い込まれているので、来年度以降に今年出た意見を参考にして、もう少し長期で募集してみるというのはどうか。2年間位で皆さん知恵をしぼって頂いて馴染ませる方がいいと思う。

事務局：(都市計画課長)

先ほどお話を頂いたとおり、表彰の件数、絶対評価、相対評価を含めて、どれくらいのレベルのものが、どういう形でどれ程でてくるか、中々把握ができていない中での景観賞のスタート。まずは開始をしたい、それによってでてきた中で状況を含めて、必要な部分は訂正していきたい。

議長が諮問第2号に関する質疑の終結を宣言した後、諮問第2号について全会一致で同意された。

10 諮問第4号「景観重要建造物の指定について」(説明)

【諮問第4号については非公開】

11 諮問第5号「景観重要建造物の指定について」(説明)

【諮問第5号については非公開】

12 その他

事務局から事務連絡として、次の事項を説明した。

- (1) 都市景観大賞受賞について
- (2) まち交大賞受賞について
- (3) 景観シンポジウム開催案について
- (4) 平成24年度歴史的風致維持向上等推進調査について
- (5) 平成24年度新しい公共支援事業基金補助事業について

また、事務局から次回の第3回景観審議会の開催日時について、次の事項を説明した。

- (1) 開催日時 平成 25 年 11 月 18 日 (月) 午後 1 時 30 分
- (2) 開催場所は岡崎市役所西庁舎 7 階 701 会議室

会長が全ての議事日程の終了を告げ、第 2 回景観審議会を閉会した。

平成 年 月 日

景観審議会会長

議事録署名者

議事録署名者
